

報道関係各位

会社名 三菱地所株式会社
代表者名 執行役社長 杉山 博孝
コード番号 8802
問合せ先 広報部長 川崎 正人
(TEL 03-3287-5200)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社報酬委員会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という）を導入する方針について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、2006年に導入した株式報酬型ストックオプションについて、今年度以降の交付は行わない予定です。

記

1. 目的

本制度は、当社の取締役及び執行役（社外取締役を除く。以下、「対象役員」という）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を推進することを目的として、対象役員に対し、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度として導入するものです。

2. 本制度の概要

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象役員に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、報酬委員会において決定されます。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式の割り当てを受ける対象役員との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

譲渡制限付株式割当契約では、対象役員は、割り当てを受けた譲渡制限付株式について、一定期間の譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならないことが定められます。

また、3年間の Total Shareholder Return（株主総利回り）の目標を達成できなかった場合等、その他一定の事由が生じた場合には、当社が当該譲渡制限付株式の一部又は全部を無償で取得するものといたします。

譲渡制限付株式の割り当てに関するその他の具体的内容については、個人別金銭債権額等を決定する当社報酬委員会において決定されます。

3. 本制度の執行役員及びグループ執行役員への適用

当社の執行役員及びグループ執行役員に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以上